

## 「第58回指定都市市長会議」の開催結果について

5月20日、「第58回指定都市市長会議」が東京都内で開催（伊地知副市長代理出席）され、「新型コロナワクチン定期接種の円滑な実施に向けた指定都市市長会要請」等、3件の提言・要請等を採用されました。

### 採用された・提言・要請等

- （1）障害者相談支援事業等の社会福祉法上の取扱い等に関する指定都市市長会要請
- （2）新型コロナワクチン定期接種の円滑な実施に向けた指定都市市長会要請
- （3）障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言

※詳細については、添付の資料1を御参照ください。

また、同日、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」の第7回会議を開催されました。詳細については、添付の資料2を御参照ください。

お問合せ先

政策経営局大都市制度推進本部室広域行政課長 須田 浩美 Tel 045-671-2108

記者発表資料  
令和6年5月20日  
指定都市市長会

報道機関各位

5月20日（月）、指定都市市長会は、  
「第58回指定都市市長会議」を開催し、  
3件の提言・要請を採択しました。

《採択した提言・要請・決議》

- （1）障害者相談支援事業等の社会福祉法上の取扱い等に関する指定都市市長会要請
- （2）障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言
- （3）新型コロナワクチン定期接種の円滑な実施に向けた指定都市市長会要請

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

※ 提言文・要請文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

問合せ先

指定都市市長会事務局（担当：稲山 / 前田）<sup>いなやま</sup> Tel 03-3591-4772

## 障害者相談支援事業等の社会福祉法上の取扱い等に関する 指定都市市長会要請

今般、国において、障害者総合支援法における障害者相談支援事業等及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業等に係る社会福祉法及び税務上の取扱いについて、令和5年10月4日付けで厚生労働省及びこども家庭庁から事務連絡が発出され、社会福祉事業に該当しないこと、また、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象である旨が示された。

とりわけ、障害者相談支援事業については、平成13年5月7日付けの消費税法基本通達等の一部改正において、社会福祉関係の非課税範囲として、社会福祉法上の第二種社会福祉事業に含まれた、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する相談支援事業に包含される、あるいは、同種の非課税事業であったものと捉えている。

しかしながら、以降、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと法体系が変遷していく中で、一般相談支援事業や特定相談支援事業と切れ目なく一体的に実施すべき事業であるにも関わらず、国から、第二種社会福祉事業の対象外とする経過や理由、具体的な内容等が明確に示されないまま、この間、全国的に非課税事業として取り扱われてきたものと認識している。

本来、障害者相談支援事業等及び生活困窮者自立支援事業等については、その性質から、社会福祉事業に該当するものと考えられ、障害者相談支援事業等に至っては、高齢分野において、地域包括支援センターが実施している、同種の総合相談支援業務が位置付けられている包括的支援事業が非課税となっていることとの整合性や消費税等の取扱いに係る事業ごとの一貫性を確保する必要があること、さらには、各関係団体への影響等も踏まえ、下記のとおり要請する。

### 記

- 1 障害者相談支援事業等及び生活困窮者自立支援事業等について、事業の性質に鑑み、社会福祉事業に位置付けるとともに、非課税とすること。
- 2 国の考え方や解釈について、追加や変更等を行おうとする場合については、各地方自治体や関係団体等に与える影響なども十分に考慮し、事前に協議すること。
- 3 国の考え方や解釈について、追加や変更等を行った場合については、各地方自治体に対し、経過、内容、理由、時期等について、迅速かつ明確に示すこと。

令和 年 月 日  
指定都市市長会

## 障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言

障害福祉サービスにおける居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについては、令和5年6月30日「障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言」において、国庫負担基準の見直し等、市町村の超過負担が解消される適切な財政措置が行われるよう、提言してきたところである。

今般、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、国庫負担基準の見直しにより一定の改善はなされたものの、居宅介護において追加された介護保険対象者（障害支援区分5、6）の基準は、介護保険非対象者の基準の5～6%程度と不十分であり、障害支援区分1～4については引き続き対象外である。また、重度訪問介護に係る介護保険対象者（障害支援区分4～6）の基準において、最重度の障害支援区分6の単価が引き上げられたものの、障害支援区分4、5は引き下げとなり、依然、介護保険対象者の基準は介護保険非対象者の1/3～1/2程度にとどまり、全体の国庫負担基準の引き上げ幅も低いことから、抜本的な改善には至っていない。

加えて、サービス報酬及び国庫負担基準は原則3年に一度改正されているが、令和4年10月に実施された臨時の処遇改善の際、サービス報酬のみ改定され、国庫負担基準は改定されず、指定都市の超過負担拡大の一つの要因となっている（指定都市の総額は令和3年度実績で217億円、令和4年度実績で241億円）。今後、賃上げ推進の観点から、臨時の処遇改善が行われた場合、現行制度のままでは、超過負担はさらに拡大していくものと考えられる。

また、地域移行を進めれば進めるほどに市町村の超過負担が増える構造になっており、厚生労働省が推進している入所・入院されている方の地域生活への移行に逆行している。

このため、今後も、障害の重度化や高齢化の進展、地域移行の推進により、障害福祉サービスの伸びが見込まれる中で制度の持続可能性を確保していくため、更なる適切な財政措置が行われ、市町村の超過負担が解消されるよう、指定都市市長会として、下記のとおり提言する。

### 記

- 1 居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、市町村が決定した実際の給付額の総額を算定基礎とする財政措置を行うこと。
- 2 上記の改正を前提として、それまでの措置として、速やかに以下の措置を講じること。
  - (1) 居宅介護の介護保険対象者の国庫負担基準単位について、障害支援区分5、6の単位数を引き上げるとともに、障害支援区分1～4の国庫負担基準を創設すること。
  - (2) 介護保険対象者に加え、介護保険非対象者の重度訪問介護利用に係る障害福祉サービスの国庫負担基準について、実態に応じて引き上げること。
  - (3) 処遇改善等によりサービス報酬を改定する場合は、その都度、国庫負担基準に反映すること。

令和 年 月 日  
指定都市市長会

# 新型コロナワクチン定期接種の円滑な実施に向けた 指定都市市長会要請

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、65歳以上の高齢者等を対象に、秋冬からB類疾病の定期接種として実施することとされているが、現段階においてワクチンの市場価格をはじめ、実施期間等の詳細が不明確であり、定期接種を円滑に実施する観点からは懸念がある状況である。

また、全額国費による特例臨時接種から定期接種となることにより、市町村の財政負担が増加することに加え、令和6年度の国から市町村への費用助成は示されている一方で、ワクチン価格が高騰した場合の追加助成や令和7年度以降の費用助成は示されていないことなど、財政上の負担が懸念される。

さらに、新たな変異株の発生や有効なワクチンの安定供給等、今後も不確定な要素が多く、実施にあたっては医師会等関係機関との調整など柔軟な対応が求められる。

そこで、ワクチン接種の円滑な実施に向けて、指定都市市長会として以下のとおり要請するものである。

## 1 ワクチン接種に係る国費による支援について

新型コロナワクチン接種の標準的な接種費用については、当初7,000円と示されていたが、15,300円程度に見直され、インフルエンザワクチン接種と比較して著しく高額な水準となることが示されている。また、ワクチンの市場価格、使用するワクチンの種類や流通体制等、不確定な要素が多い。

令和6年度においては、市町村への助成金の支給が示されているところではあるが、世界的な物価高騰等の影響によりワクチン価格がさらに上昇した場合、市町村財政に大きな影響を与えるだけでなく、自己負担額が高額となれば接種希望者の接種意欲の減退を招くことが懸念される状況にあることから、ワクチン価格の上昇分については、接種希望者や市町村に更なる負担が生じることのないよう国費による支援を行うこと。

また、令和7年度以降においても、接種希望者の自己負担や市町村の負担が過大とならないよう、国費による支援を継続すること。

なお、令和6年度以降に処理せざるを得ない特例臨時接種期間中に実施した接種費用の支払いや予診票の保管等の事務処理費用についても全額国費により負担すること。

## 2 定期接種の実施に係る広報及び流通体制の確立について

秋冬からワクチン接種を行うに当たっては、国民の理解促進、安価なワクチンの安定供給、卸売販売業者による流通体制の確立及び接種体制の確保等を図る必要が

ある。

国が責任をもって、国民への周知・広報及び医師会等関係機関と調整を行い、接種を希望する者が円滑に接種を受けられるよう、国内に十分な量のワクチンを確保するとともに、地域による偏在が生じないように、必要に応じてメーカーや卸売販売業者と調整し、支障なく秋冬の定期接種が実施できる流通体制を整備すること。

### 3 ワクチン接種の有効性・安全性等に関する周知等の強化について

定期接種においては複数種類のワクチンが使用されることが想定されるが、ワクチンの種類ごとの特性や安全性、有効性及び長期的な副反応が疑われる症状に関する情報などについて、国において実態を把握した上で、地方自治体へ速やかに情報提供を行うとともに、国民に対しても、その情報を分かりやすく積極的に周知を行い、十分な理解が得られるよう努めること。

また、副反応に関する専門的な相談体制を構築する地方自治体に対して、必要な費用を国費により支援すること。

令和 年 月 日  
指定都市市長会

報道機関各位

指定都市市長会は、「多様な大都市制度実現プロジェクト」  
第7回プロジェクト会議を開催しました！

指定都市市長会では、本日、「多様な大都市制度実現プロジェクト」の第7回会議を開催しました。本プロジェクトは今年度から新たに2年間、取組期間を延長するとともに、今回の会議では、令和6年度の具体的な取組の方向性等について議論を行いましたので、お知らせいたします。

1 開催日時

令和6年5月20日（月）10時50分～11時50分

2 開催場所

都市センターホテル（東京都千代田区平河町2丁目4番1号）

3 会議結果の主なポイント

<令和6年度の具体的な取組の方向性>

【取組の方向1】国や国会議員、経済界への積極的な働きかけ

- ・次期地方制度調査会において調査・審議項目とするための働きかけ 【重点】
- ・「指定都市を応援する国会議員の会」全体会開催の呼びかけや説明 【重点】
- ・経団連や経済同友会との意見交換、共同での発信等に向けた働きかけ 【重点】

【取組の方向2】全国知事会や全国市長会等への理解の求め

- ・地方六団体をはじめ、新たな関係者等に対する積極的な働きかけ

【取組の方向3】広報等による機運醸成や説明・根拠資料の充実

- ・重点取組期間（9月～3月）の設定による指定都市が一体となった広報等の機運醸成
- ・特別市の必要性を説明するために必要な説明・根拠資料の充実 【重点】

【取組の方向4】推進体制の整備等

- ・指定都市市長会における推進体制の強化
- ・関係市長による戦略調整の場の設置

※ 詳細は、別紙をご参照ください。

※ 参考：プロジェクト参加の13市

仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、  
静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市

問合せ先

指定都市市長会事務局（担当：渡邊／廣瀬） TEL 03-3591-4772



# 多様な大都市制度実現プロジェクト 今年度の取組について

令和6年5月20日

## 1 令和6年度の進め方

### 1 取組経過

令和2年11月  
～  
令和3年11月

- 特別市制度の法制化に向けた素案を策定し、国及び政党に提言することを目的に議論を行い、多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書をとりまとめ

令和4年4月  
～  
令和6年3月

- 多様な大都市制度実現に向けた国や政党、国会議員、各種団体等への働きかけなどの機運醸成の手法や機運醸成のため必要な課題について議論
- 第33次地方制度調査会で議論される新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた地方制度のあり方等の諸課題に対する指定都市市長会としての主張をタイムリーに発信

# 1 令和6年度の進め方

## 2 目的

多様な大都市制度実現に向けた国や政党、国会議員、各種団体等への働きかけなどの機運醸成の手法や機運醸成のため必要な課題について議論を行い、具体的な活動を進めるとともに、次期地方制度調査会を見据え、大都市制度のあり方等の諸課題に対する指定都市市長会としての主張をタイムリーに発信する。

## 3 構成市長

【担当市長】	福田 紀彦	川崎市長		
【副担当市長】	山中 竹春	横浜市長	河村 たかし	名古屋市長
【参加市長】	郡 和子	仙台市長	清水 勇人	さいたま市長
	神谷 俊一	千葉市長	本村 賢太郎	相模原市長
	難波 喬司	静岡市長	中野 祐介	浜松市長
	久元 喜造	神戸市長	大森 雅夫	岡山市長
	松井 一實	広島市長	大西 一史	熊本市長

2

# 1 令和6年度の進め方

## 4 進め方

### (1) 内容

次のような事項について議論を進め、具体的な行動に移していく。

- ◆多様な大都市制度の実現に向けた指定都市が一体となった取組
- ◆効果の高い関係者に対する具体的な働きかけ
- ◆次期地方制度調査会の調査審議事項に大都市制度に関する内容を盛り込むための方策

### (2) 進め方

- ◆担当市長、副担当市長からなる幹事会を適宜開催
- ◆取組の内容、働きかけ先等に応じた関係市長による柔軟な戦略調整を実施
- ◆構成市への書面協議等を適宜実施
- ◆事務レベルの協議は、別途作業部会（課長級）を開催して調整

## 5 調査・研究期間等

- ◆令和6年4月1日～令和8年3月31日
- ◆その結果は市長会議において報告

3

## 2 令和6年度の取組の方向性

### 取組の方向1 国や国会議員、経済界への積極的な働きかけ

国や国会議員、経済界に対して、優先的に働きかけを行う。

【国】

- 国への新たな提言案のまとめと効果的な提言活動の実施、指定都市との研究会の設置調整
- 次期地方制度調査会において調査・審議項目とするための働きかけ(国のみならず、効果的と考える関係者に対しても随時)
  - ▶ 提言行動など働きかけの具体化・多様化 → 各市長や市議会、事務方によって総力展開

【国会議員】

- 「指定都市を応援する国会議員の会」全体会開催の呼びかけや説明、議員連盟設立に向けた働きかけなど、国会議員の理解促進に向けた取組
- 各市・市議会による地元選出国会議員への統一的な説明、各政党への具体的なアプローチ



【経済界】

- 経団連や経済同友会との意見交換、共同での発信等に向けた働きかけ



4

## 2 令和6年度の取組の方向性

### 取組の方向2 全国知事会や全国市長会等への理解の求め

理解者の拡大を目指し、地方六団体をはじめ、新たな関係者等に対して、積極的に働きかけを行う。

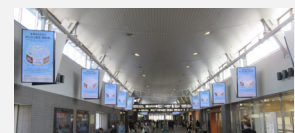
- 全国知事会への説明
- 全国市長会での議論の場の設置に向けた働きかけ
- 第33次地方制度調査会委員など学識者への理解促進に向けた取組
- 令和臨調など新たな関係者への理解促進に向けた取組



### 取組の方向3 広報等による機運醸成や説明・根拠資料の充実

情報発信の工夫により機運を高めるとともに、説明資料等の充実により、関係者の理解を深める。

- 重点取組期間の設定による指定都市が一体となった広報等による機運醸成
- 特別市の必要性を説明するために必要な説明・根拠資料の充実  
(例) 特別市による圏域の活性化の考え方など



5

## 2 令和6年度の取組の方向性

### 取組の方向4 推進体制の整備等

- 推進体制の整備による指定都市が一体となった取組展開【指定都市市長会全体の取組】
  - 👍 指定都市市長会における推進体制の強化
  - 👍 各市長との役割分担による効果的な取組の推進
  - 👍 指定都市市長会を地方六団体と同格に位置付けるための取組（意見表明機会の創出）
- 関係市長による戦略調整の場の設置
  - 👍 テーマや内容に応じて、関係市長で構成する戦略調整の打合せを実施



6

## 3 令和6年度の主な取組内容と進め方

### 取組の方向1 国や国会議員、経済界への積極的な働きかけ

#### 取組概要と当面の取組目標等

重点的な取組

	関係者	最重要項目	概要	当面の取組目標	時期
1	国 (総務省)		指定都市市長会提言とりまとめ、要請の実施	国と指定都市が大都市制度について議論ができるようにする。	11月
		●	次期地方制度調査会に向けた要請	大都市制度の審議・調査の重要性について、国等の理解を得る。	7~8月
			各市独自要望の実施	特別市の重要性、必要性について、国の理解を得る。	随時
2	国会議員	●	「指定都市を応援する国会議員の会」全体会開催の呼びかけ、説明の実施	特別市の重要性、必要性について、多くの国会議員の理解を得る。	11月
			政党に対する公約要請などの働きかけ	各政党の特別市に対する考えを確認するとともに、理解を求める。	時期を捉えて実施
			議員連盟設立の働きかけ	特別市の重要性、必要性について、多くの国会議員の理解を得る。	随時
		地元選出国会議員への説明（各市の議会とも連携して実施）	特別市の重要性、必要性について、各指定都市選出国会議員の理解を得る。	随時	
3	経済界	●	経団連との意見交換	特別市の重要性、必要性について、経団連の理解を得る。	6~10月
		●	経済同友会との継続した意見交換、共同での発信に向けた働きかけ	特別市の重要性、必要性について、経済同友会の理解を得るとともに、指定都市と共同で必要性を発信する。	6~10月
			各市地元経済団体への説明	特別市の重要性、必要性について、地元経済界の理解を得る。	随時

※ 時期は予定であり、社会動向や今後の調整等により、随時見直しや変更を行う

7

### 3 令和6年度の主な取組内容と進め方

#### 取組の方向2 全国知事会、全国市長会等への理解の求め

##### 取組概要と当面の取組目標等

	関係者	概要	当面の取組目標	時期
1	全国知事会	全国知事会会長への説明	特別市の重要性、必要性について全国知事会の理解を得る。	令和6年度前半
2	全国市長会	全国市長会での説明や議論の場の設置に向けた調整	特別市の重要性、必要性について全国市長会の理解を得るとともに、大都市制度について議論できる場の設置を図る。	令和6年度前半
3	学識者	第33次地方制度調査会委員など、学識者への説明	指定都市市長会における多様な大都市制度実現に向けた取組について、学識者の理解を得る。	随時
4	令和臨調など	令和臨調などへの説明	特別市の重要性、必要性について、令和臨調など新たな関係者の理解を得る。	令和6年度前半

※ 時期は予定であり、社会動向や今後の調整等により、随時見直しや変更を行う

### 3 令和6年度の主な取組内容と進め方

#### 取組の方向3 広報等による機運醸成や説明・根拠資料の充実

##### 指定都市が一体となった広報等による機運醸成

##### 1 重点取組期間の設定による広報の実施（重点取組期間 9月～3月）

引き続き重点取組期間を設定し、指定都市が一体となった広報を実施



##### 2 ポスター・チラシ・動画を活用した広報の継続実施

市関係施設へのポスター等の掲示やイベント等での情報発信など認知度向上の取組を実施

また、新たな機運醸成の手法の検討を実施



##### 3 主な役割分担

・指定都市が一体となって広報を実施

### 3 令和6年度の主な取組内容と進め方

#### 取組の方向3

#### 広報等による機運醸成や説明・根拠資料の充実

##### 国や国会議員、経済界への説明・根拠資料の作成

重点的な取組

#### 1 作成の考え方

- ・令和5年度のプロジェクトにおいて、「特別市実現による効果の事例集」を作成した。
- ・この事例集を参考にしながら国や国会議員、経済界に対する説明資料を作成する。
- ・特別市の実現が、市民だけでなく、圏域の発展、日本のエンジン役として不可欠であり、国の国家戦略であることについて、その根拠も合わせて記載し、説得力のある説明資料とする。
- ・作成の際は、特別市制度は、大都市のことだけを考えた自治のあり方ではないことも明らかにする。

市民	近隣市町村や道府県	国民全体	グローバルな視点
二重行政を完全に解消し効率的かつ機動的な大都市経営を可能に	広域にまたがる業務を特別市が近隣市町村と連携し実施	大都市が中心となって圏域・地域活性化を促進	大都市が十分な活力を備え、海外都市とのグローバルな競争と共存関係を築く

#### 2 主な役割分担

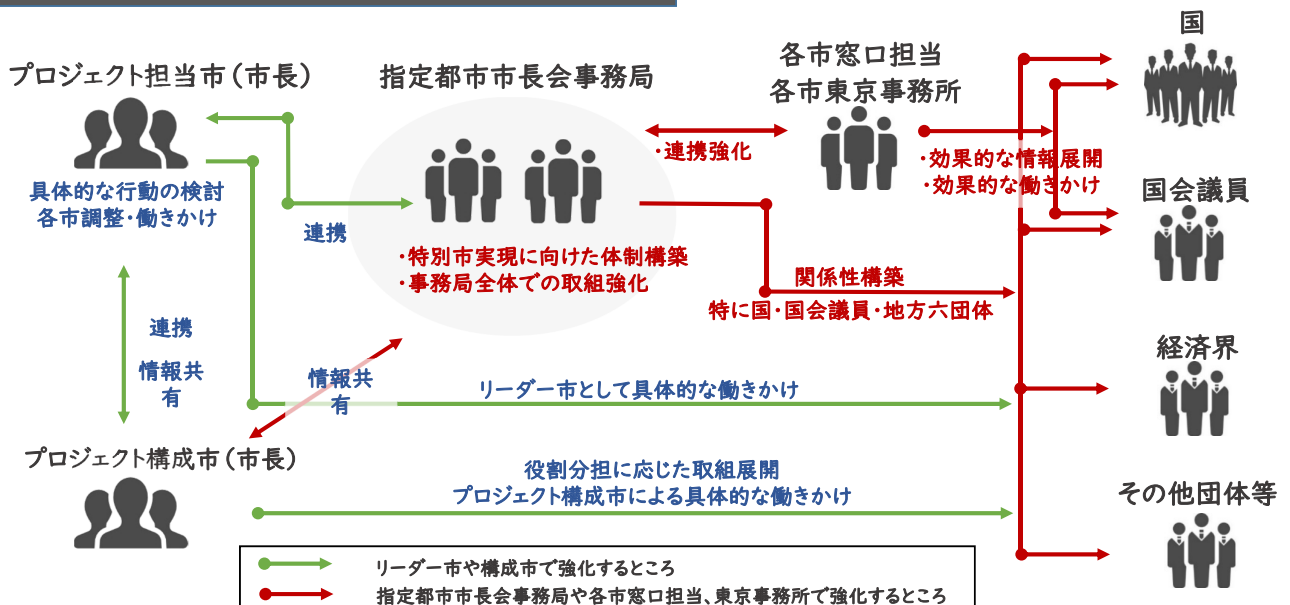
- ・テーマに応じて各市で分担しながら、作業部会にて作業

### 3 令和6年度の主な取組内容と進め方

#### 取組の方向4

#### 推進体制の整備等

##### 指定都市市長会における推進体制の強化



### 3 令和6年度の主な取組内容と進め方

#### 取組の方向4 推進体制の整備等

##### 戦略調整の場の設置

##### 1 設置の趣旨

取組の内容、働きかけ先等に応じて、関係市長による調整の場を柔軟に設定

##### 2 戦略調整の内容

国、国会議員、各政党、経済界など、特別市の法制化等に影響力のある関係者に対する働きかけ等について、実施時期、担当する市長、内容、実施方法などの戦略的な調整を行う。

##### 3 実施形態、役割分担

PJ担当市長及び関係市長により構成し、オンライン、都内の会議室などにおいて柔軟に開催

### 4 令和6年度のスケジュール

		R6.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月
指定都市市長会				市長会議 ・作業部会		市長会議 ・作業部会			市長会議 ・作業部会					
取組の方向1	国(総務省)への働きかけ				次期地制調に向けた要請 各市独自要望の実施				提言とりまとめ	提言活動の実施				
	国会議員への働きかけ		応援する国会議員の会との調整、議員連盟設立に向けた働きかけ等						応援する国会議員の会などへの説明					
	経済界への働きかけ				経団連、経済同友会との意見交換 各市地元経済団体への説明						共同発信に向けた調整			
取組の方向2	全国知事会		全国知事会との調整				全国知事会会長への説明							
	全国市長会		全国市長会事務局との調整				全国市長会への説明、大都市制度を議論できる場の調整、設置							
	学識者						各市による学識者への説明							
	令和臨調など		令和臨調事務局との調整				令和臨調への説明の実施 新たな関係者への説明機会の創出、説明の実施							
取組の方向3	一体となった広報の実施									重点取組期間における広報の実施				
	説明・根拠資料の充実						説明・根拠資料の作成、充実							
取組の方向4	推進体制の強化		体制の見直し・強化					見直し・強化後の推進体制による国等への効果的な働きかけ						
	戦略調整の場							内容等に応じて随時開催						